

答申第 532 号

平成 22 年 2 月 18 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 4 月 3 日付けで諮問された全国体力調査の学校別データに係る
文書非公開の件（諮問第 584 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 20 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る、神奈川県学校別体格・体力データ集計及び神奈川県学校別「学校質問紙調査」回答集計を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、平成 21 年 3 月 13 日付けで、平成 20 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下「本件調査」という。）の結果に係る文書のうち、神奈川県学校別体格・体力データ集計及び神奈川県学校別「学校質問紙調査」回答集計（以下「本件行政文書」と総称する。）を非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、本件行政文書を公開すると、県内の各市町村教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）の協力が得られなくなること及び、過度の競争意識を助長することが予測されるというが、実際にそのような危険性があるとは思われず、納得できない。

イ 実施機関は、本件調査に係る実施要領（以下「本件要領」という。）を根拠に非公開としているが、本件要領には法的な根拠がない。

文部科学省が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の規定を根拠として不開示情報として取り扱うこと自体、その判断を誤ったものであるといわざるを得ない。文部科学省は、開示請求を受けて開示又は不開示を検討するのではなく、調査を実施すると同時に不開示情報として取り扱うという、効力のない予防線を張っている。

そのような不正な手法を全国の教育委員会に押し付けることは、知る権利に対して挑戦を試みているものといわざるを得ない。

実施機関が市町村教育委員会の意向について照会を行った結果、す

すべての市町村教育委員会が、公表について否定的な意向を示したというが、実施機関による照会もまた、非開示を前提とする意図で行われた可能性は否定できない。なお、実施機関の説明では、実施機関はいつ照会を行ったのか明らかではない。

3 実施機関（教育局保健体育課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件調査の結果に係る文書のうち、神奈川県学校別体格・体力データ集計及び神奈川県学校別「学校質問紙調査」回答集計である。

(2) 本件調査について

本件行政文書を非公開とした理由を述べる前提として、本件要領に基づき、本件調査の概要について説明する。

ア 本件調査の目的

本件調査の目的は、①子どもの体力が低下している状況にかんがみ、国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る、②各教育委員会、学校が全国的な状況との関係において自らの子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する、③各学校が各児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる、とされている。

イ 本件調査の実施における県教育委員会の立場

都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して必要な指導・助言・連絡等を行うなど調査に協力する、また、自らが設置管理する関係の学校に対して必要な指示・指導・助言等を行うなどにより調査に当たる、とされている。

ウ 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、過度な競争につながらないようにすること、及び体力は個人の発育発達の状況が大きく関わっていることなどに十分配慮して適切に取り扱うものとし、①本件調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと、また、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと、②市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の調査結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること、また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること等について、具体的に配慮を求めている。

エ 調査結果の取扱い

調査結果の取扱いについては、文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、情報公開法第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととしている。

また、教育委員会等における取扱いについても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く調査結果について、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、適切に対応する必要があることとされている。

(3) 不服申立ての理由に対する意見

以上を踏まえ、不服申立ての理由で指摘された「市町村教育委員会の協力が得られなくなること及び、過度の競争意識を助長することが予測される」というが、実際にそのような危険性があるとは思われず、納得できな

い」という点について、具体的に述べることとする。

ア 市町村教育委員会の協力が得られなくなることについて

本件要領では、本件調査の結果の取扱いに関しては、都道府県教育委員会は域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないことを明示している。

県教育委員会では、県内のすべての市町村教育委員会に対し、県教育委員会が本件調査の結果を公表することについての意向照会を行った。その結果、すべての市町村教育委員会が、公表について否定的な意向を示した。

こうした状況の中で、仮に県教育委員会が本件調査の結果を公表した場合には、市町村教育委員会からの信用を失い、協力が得られなくなる可能性が極めて高く、今後、本件調査の適正な遂行に支障を及ぼす事態に立ち至ることが予想される。

イ 過度の競争意識を助長することについて

本件要領では、本件調査の結果の取扱いについて、過度の競争につながらないようにすること、及び体力は個人の発育発達の状況が大きく関わっていることなどに十分配慮することとしている。

県教育委員会が本件調査の結果を公開することになると、マスコミによる序列化や、下位となった市町村への実績向上の圧力が強まり、学校間あるいは市町村間において、記録向上のみを目指した対策が行われるなど、過度の競争が助長される可能性は極めて高く、その結果、適正なデータの収集ができなくなり、本件調査の目的達成が困難になることが予想される。

(4) 県教育委員会としての判断

以上述べたとおり、県教育委員会としては、本件行政文書に記載された情報は、公開することにより神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第4号の国の機関が行う「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものに該当するとの理由により、非公開と判断した。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審議するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件調査の結果に係る文書のうち、小学校調査及び中学校調査のそれぞれに関する、神奈川県学校別体格・体力データ集計及び神奈川県学校別「学校質問紙調査」回答集計である。

神奈川県学校別体格・体力データ集計には、児童生徒に対する調査のうち、実技に関する調査及び質問紙調査の一部に係る、各市町村における公立学校全体の状況に関する調査結果（以下「市町村別結果」という。）並びに各市町村の設置管理する各学校の状況に関する調査結果（以下「学校別結果」という。）が記載されており、神奈川県学校別「学校質問紙調査」回答集計には、学校に対する質問紙調査に係る市町村別結果及び学校別結果が記載されている。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 県教育委員会は本件調査の結果の取扱いについて、平成21年3月に市町村教育委員会への意向照会を行っており、その結果は、すべての市

町村教育委員会が、県教育委員会による本件調査の結果の公開について否定的意向を有している、というものである。

このことからすると、市町村教育委員会は本件調査の結果の公開について、県教育委員会が本件要領に基づき対応することを前提として、本件調査への参加の可否を判断しているものと認められ、この点については、市町村教育委員会が自ら本件調査の結果を公表している場合も同様であると考えられる。

エ 本件調査の結果の公表については、複数の市町村教育委員会において、市町村別結果を公表している場合が認められるが、学校別結果については、市町村教育委員会による公表は行われていないと認められる。

また、市町村教育委員会が、市町村別結果を公表している場合においても、結果を踏まえた取組を併せて記載するなど、その公表方法は様々である。

オ 以上のような状況において、県教育委員会が本件行政文書を公開すれば、市町村教育委員会との信頼関係が損なわれるとともに、市町村教育委員会が、本件調査への参加を断念する場合もあると考えられる。

カ 本件調査における県教育委員会の主な役割は、域内の市町村教育委員会に対して指導、助言、連絡等をするなど調査に協力する、というものである。一方、市町村教育委員会は、本件調査への参加の可否、結果の公表方法等について、基本的な参加主体としての判断を求められている。

このような本件調査の性質にかんがみると、県教育委員会が本件行政文書を公開することによって、市町村教育委員会との信頼関係が損なわれ、市町村教育委員会が本件調査への参加を断念する事態が予想されるとの判断には相当の理由があり、本件調査に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

キ しかしながら、本件要領は、「都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと」としている一方で、「都道府県教育委員会が、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど個々の市町村名が明らかとならない方法で公表することは可能である」ことを示している。

このことからすると、市町村名、生徒数など個々の市町村名が特定され得る情報を非公開とした上で、市町村別結果を公開した場合においては、県教育委員会が懸念する、本件調査に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす事態に至るとは考え難い。

ク したがって、市町村別結果のうち個々の市町村名が特定され得る情報及び、学校別結果については、条例第5条第4号に該当し、非公開とすることが妥当であるが、その他の情報は同号に該当しないと判断する。

(4) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書には、市町村別結果と学校別結果が併せて記載されており、当審査会が前記(3)クにおいて非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容を考慮すると、その他の情報を、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することは困難であると認められる。

したがって、本件行政文書については、条例第6条第1項の規定に基づき、部分公開しなければならない場合には該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 4 月 3 日	○ 諮問
4 月 14 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 12 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 20 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5 月 25 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
10月23日 (第86回部会)	○ 審議
11月10日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
11月24日 (第87回部会)	○ 審議
12月25日 (第88回部会)	○ 審議
平成22年 1 月 29 日 (第89回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 22 年 2 月 18 日現在) (五十音順)